

大田区産後ケア事業のご案内

大田区では 2018 年 10 月から、すこやか赤ちゃん訪問を受けた方で区が必要と認める方に対して、産後ケア事業を実施しています。

2019 年 7 月からは、日帰り型も開始しました。

《対象者》申請時点で産後 4 か月未満の母子で下記の全てにあてはまる方

※原則 4 か月児健診までにご利用ください。

- 1 大田区に住民登録している方
- 2 育児に不安がある方
- 3 産後において家族等の援助が得られにくい方



《ケア内容》

- ・産後における母体管理及び生活面の指導
- ・乳房管理及び乳房ケア
- ・乳児のケアや授乳方法等の育児指導
- ・母の休養（日帰り型のみ）

	利用場所	利用時間	利用者負担金※	利用回数
訪問型	自宅に助産師が訪問	月曜～金曜の 9 時～17 時 (祝日及び 12/29～1/3 を除く) のうち 30 分～1 時間以内	1,000 円	1 日
日帰り型	とわ助産院 横浜市鶴見区 (JR 鶴見駅徒歩 2 分)	月曜～金曜の 9 時～17 時 (祝日及び 12/29～1/3 を除く) のうち 4 時間～8 時間 (昼食付)	3,000 円	1 回
	森重助産院 川崎市川崎区 (JR 川崎駅からバス)	月曜～金曜の 9 時～17 時 (祝日及び 12/29～1/3 を除く) のうち 4 時間 (昼食付)		
	さくらバス 川崎市中原区 (東急武蔵小杉駅徒歩 8 分)	月曜～金曜の 9 時～17 時 (祝日及び 12/29～1/3 を除く) のうち 4 時間 (昼食付)		

※非課税世帯・生活保護世帯の方は減免制度があります。お申込みの際にご確認ください。

《日帰り型 持ち物》

産後ケア事業利用承認通知書、母子手帳、健康保険証、赤ちゃんの外出に必要な物（ミルク、哺乳瓶、おむつ、おしりふき、ガーゼ、着替え等）、タオル（沐浴や入浴をする場合）

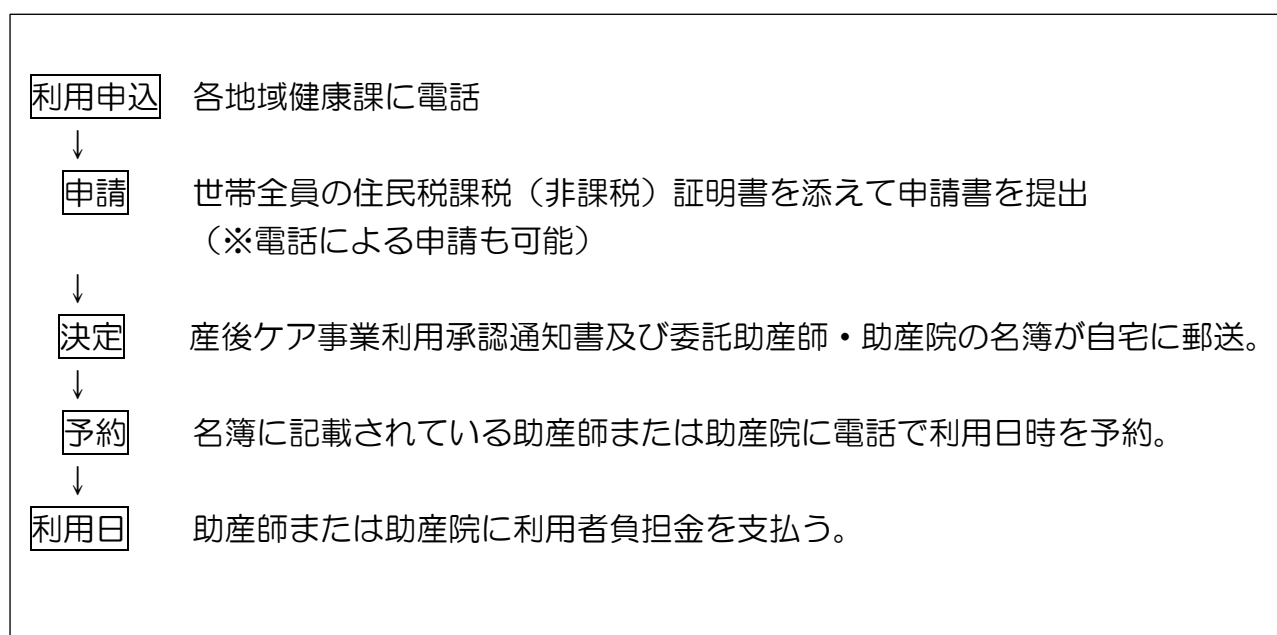
※赤ちゃんの沐浴やお母さんの入浴をご希望の方は、予約の際に各施設へお問い合わせください。

施設によって、バスタオルの貸し出しが可能な場合があります。 **お申込みについては裏面へ**

《お申込み先》 受付時間：月～金（祝祭日・年末年始を除く） 8：30～17：00

大森地域健康課	大田区大森西1-12-1	電話 5764-0662
調布地域健康課	大田区雪谷大塚町4-6	電話 3726-4147
蒲田地域健康課	大田区蒲田本町2-1-1	電話 5713-1702
糀谷・羽田地域健康課	大田区東糀谷1-21-15	電話 3743-4163

産後ケア事業申請の流れ



注意：キャンセルまたは利用日時の変更をするときは、利用日前日の午後3時までに助産師もしくは利用予定施設に連絡をしてください。

これ以降のキャンセルや連絡なく利用がなかったときは、利用したとみなし再度申請・利用はできませんのでご注意ください。

注意事項

- 日帰り型のご利用で、赤ちゃんの沐浴やお母さんの入浴をご希望の方は、予約時に各施設へお問い合わせください。赤ちゃんの月齢によって沐浴ができない場合があります。
- 医療行為が必要な状態、または感染症の疑いがある場合は利用できません。
日帰り型はお母さんの健診当日、予防接種当日は利用できません。
- 日帰り型の場合、赤ちゃんの兄弟のご利用はできません。
- 産後ケア事業の利用終了後に各施設及び助産師より、お母さんや赤ちゃんの健康状態などの状況について大田区に報告いただいています。必要な情報提供や支援をするために、地域健康課からご連絡させていただくことがあります。